

<h1>名古屋市公報</h1>	令和 5年 2月 8日	第189号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市長官邸 発行人 名古屋市長官邸	

目	次	ページ
規 則		
○ 名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例施行細則の一部を改正する規則	(住都・建築指導課)	(第4号) 5
告 示		
○ 指定居宅サービス事業者等の指定	(健福・介護保険課)	(第35号) 10
○ 指定居宅サービス事業者等の廃止	(健福・介護保険課)	(第36号) 14
○ 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定の解除	(財政・税制課)	(第37号) 16
○ 市営住宅入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん	(住都・住宅管理課)	(第38号) 17
○ 名古屋市東図書館始め 8館の使用料の収納事務の委託について	(教育・鶴舞中央図書館)	(第39号) 25
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	(健福・保護課)	(第40号) 27
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更	(健福・保護課)	(第41号) 29
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止	(健福・保護課)	(第42号) 31
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退	(健福・保護課)	(第43号) 33
○ 生活保護法による医療機関の指定	(健福・保護課)	(第44号) 34
○ 生活保護法による指定医療機関の変更	(健福・保護課)	(第45号) 35
○ 生活保護法による指定医療機関の廃止	(健福・保護課)	(第46号) 36
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定	(健福・保護課)	(第47号) 37
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	(健福・保護課)	(第48号) 39

○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更	(健福・保護課)	(第49号)	42
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止	(健福・保護課)	(第50号)	44
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止	(健福・保護課)	(第51号)	46
○ 生活保護法による医療機関の指定	(健福・保護課)	(第52号)	48
○ 生活保護法による指定医療機関の廃止	(健福・保護課)	(第53号)	49
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定	(健福・保護課)	(第54号)	50
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関の変更	(健福・保護課)	(第55号)	52
○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の7第1項の規定による応急入院指定病院の指定について	(健福・健康増進課)	(第56号)	54
○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第21条第4項後段及び第33条第4項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院の認定について	(健福・健康増進課)	(第57号)	55
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課)	(第58号)	56
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課)	(第59号)	57
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課)	(第60号)	58
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく拡散防止管理区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課)	(第61号)	59
○ 建築基準法に基づく公開による意見の聴取	(住都・建築指導課)	(第62号)	60
○ 名古屋市下志段味特定土地区画整理組合の定款の変更認可	(住都・市街地整備課)	(第63号)	62

達

○ 名古屋市情報あんしん条例施行規程の一部改正	(総務・法制課)	(第1号)	63
-------------------------	----------	-------	----

教 育 委 員 会 告 示

○ 教育委員会定例会の開催について	(第2号)	65
-------------------	-------	----

上 下 水 道 局 告 示

- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始 (第5号) 66
-

上 下 水 道 局 管 理 規 程

- 名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び
休暇等に関する規程の一部改正 (第1号) 72
- 名古屋市下水道条例施行規程の一部改正 (第2号) 73
- 名古屋市下水汚泥焼却施設整備等事業者選定審議会委員の委
嘱等に関する規程の廃止 (第3号) 74
-

公 告

- 一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る公告
(住都・建築指導課) 75
-

規 則 の あ ら ま し

- 名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例施行細則の一部を改正する規則（第 4号）

1 改正内容

- (1) 名古屋市公告式条例（昭和25年条例第35号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（第18条関係）
- (2) その他規定の整備を行います。（第 1号様式、第 2号様式及び第 6号様式関係）

2 施行期日

令和 5年 2月 1日から施行します。ただし、第18条の改正規定は、公布の日から施行します。

達 の あ ら ま し

- 名古屋市情報あんしん条例施行規程の一部を改正する規程（第 1号）

1 改正内容

- (1) 名古屋市情報あんしん条例及び名古屋市情報あんしん条例施行細則の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第 9条、第43条、第45条及び第 3章関係）
- (2) その他規定の整理を行います。（目次及び第37条関係）

2 施行期日等

- (1) 令和 5年 4月 1日から施行します。
- (2) この達の施行の際現に開示請求があった行政文書の保存期間の延長については、なお従前の例によります。

名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 1 月 31 日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第 4 号

名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例施行細則（平成12年名古屋市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第18条中「次の各号」を「次」に改め、「及び区役所」及び「並びに住宅都市局内」を削る。

第 1 号様式中

「

階	数	地上	階	
棟	数	地下	階	棟

を

」

「

階	数	地上	階
		地下	階

に改め、「上記の者」を削る。

」

第2号様式を次のように改める。

標識設置届

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

建築主 住所

氏名

名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例第10条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 設計者 住所氏名		電話 () -		
2 工事施工者 住所氏名		電話 () -		
敷地	(1) 地名地番	名古屋市 区		
	(2) 用途地域		(5) 防火地域	
	(3) 指定建蔽率		(6) その他の地域、 区域	
	(4) 指定容積率			
4 標識設置年月日		年 月 日		
5 建築物の名称				
		計画部分	既存部分	合計
6 敷地面積				m ²
7 建築面積		m ²	m ²	m ²
8 延べ面積		m ²	m ²	m ²
9 構造		造 地上 地下	階 階	10 建築物の高さ
11 用途				12 駐車台数
13 工事期間		(1) 着手予定 年 月 日	(2) 完了予定 年 月 日	
※受付欄				

注意 備考 ※印のある欄は、記入しないでください。
 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 2 別紙の用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別紙

建築主及び窓口を持参した者の概要

1 建築主 住所氏名	電話 () -
2 窓口を持参した者 住所氏名	電話 () -

※ 受 付 欄	届出区分	<input type="checkbox"/> ①又は② <input type="checkbox"/> ③-(1) <input type="checkbox"/> ③-(2) <input type="checkbox"/> ④-(1) <input type="checkbox"/> ④-(2) <input type="checkbox"/> ⑤
	工事種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転
	教育施設等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	共同住宅	<input type="checkbox"/> 共同住宅型 <input type="checkbox"/> 共同住宅型でない
	隔地駐車場	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	備考	

注意 ※印のある欄は、記入しないでください。

第6号様式表面中

「

(3) 指定建ぺい率	／10
(4) 指定容積率	／10

を

」

「

(3) 指定建蔽率	
(4) 指定容積率	

に改める。

」

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年2月1日から施行する。ただし、第18条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて設置されている標識は、この規則による改正後の名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて設置されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて提出されている標識設置届及び共同住宅型集合建築物建築計画書は、それぞれ新規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

名古屋市告示第35号

指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第70条第 1項、第78条の 2第 1項、第 79条第 1項、第 115条の 2第 1項及び第 115条の12第 1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 5年 1月30日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
特定非営利活動法人日本認知行動カウンセリング協会	ここさぼ	名古屋市千種区池下一丁目11番19号	令和 5年 1月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
エスバイエス株式会社	訪問看護ステーション オルビア	名古屋市西区大 金町 1丁目54番 地	令和 5年 1月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社S o l e i L	訪問看護ステーション たけのこ	名古屋市西区大 野木一丁目 264 番地	令和 5年 1月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社C a r r i e	キャリー訪問看護ステーション	名古屋市中区新 栄三丁目 8番20 号	令和 5年 1月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護

株式会社 j u g a k u	訪問看護ステ ーション K u u	名古屋市瑞穂区 津賀田町 3丁目 85番地	令和 5年 1月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
合同会社エヌ ユー	エヌユー訪問 看護ステーシ ョン瑞穂	名古屋市瑞穂区 河岸町 4丁目20 番地の 4	令和 5年 1月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
紬生合同会社	訪問看護ステ ーション紬生	名古屋市名東区 平和が丘一丁目 110番地の 2	令和 5年 1月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社シェ アパルタージ ユ	訪問看護なか ひら	名古屋市天白区 向が丘四丁目 922番地	令和 5年 1月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
プレシヤスク ローバー株式 会社	クローバーケ アサービス	名古屋市中村区 藤江町 2丁目64 番地の 1	令和 5年 1月 1日	訪問介護
Heaven Gates株 式会社	Heaven Gates Life S upport	名古屋市緑区鳴 子町 2丁目 115 番地	令和 5年 1月 1日	訪問介護
株式会社はな 華	はな華デイ	名古屋市緑区大 高町字中ノ島46 番地の 1	令和 5年 1月 1日	通所介護
合同会社An venue	b o n b o n 名東	名古屋市名東区 猪子石原三丁目 805番地	令和 5年 1月 1日	訪問介護

合同会社SW ORDART	訪問介護事業 所 明日奈	名古屋市名東区 よもぎ台二丁目 632番地	令和 5年 1月 1日	訪問介護
------------------	-----------------	-----------------------------	----------------	------

3 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社マザーズ	よろず家本陣 サテライト	名古屋市中村区 沖田町 288番地 の 1	令和 5年 1月 1日	小規模多機能型居 宅介護 介護予防小規模多 機能型居宅介護

4 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
社会福祉法人 フラワー園	まちあい処～ おかってDA Y～	名古屋市中川区 横堀町 1丁目31 番地の 2	令和 5年 1月 1日	地域密着型通所介 護

5 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社Sh allow・ Field	ケアサポート 奏音	名古屋市千種区 希望ヶ丘 1丁目 13番 3号	令和 5年 1月 1日	居宅介護支援
合同会社紬	介護相談セン ターつむぎ	名古屋市緑区乗 鞍二丁目1606番 地の 7	令和 5年 1月 1日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第36号

指定居宅サービス事業者等の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第75条第 2項、第78条の 5第 2項及び第82条第 2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

令和 5年 1月30日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社メディカルケア	ヘルパーステーション よつ葉 くすのき	名古屋市西区比良一丁目 1番地	令和 4年 11月11日	訪問介護
合同会社アンケアセンター	a n c a r e 名東	名古屋市名東区猪子石原三丁目 805番地	令和 4年 11月24日	訪問介護
株式会社ナンブ	ハートケアナンブ金山	名古屋市中区正木四丁目 5番 9号	令和 4年 11月30日	訪問介護
社会福祉法人中央有鄰学院	ヘルパーステーションゆうりん	名古屋市昭和区山手通 5丁目15番地	令和 4年 11月30日	訪問介護

2 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
あっとホーム 合同会社	あっとホーム デイサービス センター	名古屋市東区砂 田橋五丁目 9番 28号	令和 4年 11月30日	地域密着型通所介 護
社会福祉法人 清里	デイサービス センターやな ぎ指定通所介 護事業所	名古屋市中村区 畑江通 1丁目 7 番地の 1	令和 4年 11月30日	地域密着型通所介 護

3 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
合同会社奏音	ケアサポート 奏音	名古屋市千種区 希望ヶ丘 1丁目 13番 3号	令和 4年 11月21日	居宅介護支援
株式会社ナン ブ	ハートプラン ナンブ金山	名古屋市中区正 木四丁目 5番 9 号	令和 4年 11月30日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第37号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定
の解除

次の者に対して支出する寄附金については、名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第4項に規定する要件に該当しなくなったため、個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金としての指定を解除します。

令和5年1月30日

名古屋市長 河 村 たかし

要件に該当しなくなった者の名称	要件に該当しなくなった者の所在地	要件に該当しなくなった日
学校法人名古屋国際学園	名古屋市守山区大字中志段味字南原2686番地	令和5年1月16日

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第38号

市営住宅入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第4条第1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、住宅条例第8条第1項の規定による選考の結果入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、同条第2項の規定により、入居者決定の抽せんを行います。

令和5年2月1日

名古屋市長 河村 たかし

第1 一般世帯向け区分

1 申込みの資格

- (1) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有すること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で令和5年8月31日までに全員で入居できるもの、事実上婚姻関係と同様の事情にある者及びその他の規則で定める者を含む。）があること。
- (3) 住宅条例第5条第1項第3号に規定する基準の収入（改良住宅にあつては、住宅条例第42条第5項において読み替えられた収入）があつて、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (5) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定

住促進住宅に入居していた者であって、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。

- (7) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して3年（ただし、住宅条例第20条の2又は定住条例第16条の2の規定に違反したことにより明渡請求を受けた者にあつては10年、そのうち高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として住宅条例第5条第2項で定める者にあつては5年）を経過しないものでないこと。

2 申込み用紙の交付

(1) 場所

各区役所及び各区役所支所並びに名古屋市住宅供給公社管理部管理課、各方面事務所及び住まいの窓口

(2) 日時

ア 各区役所及び各区役所支所

令和5年2月17日（金）から同月28日（火）までの午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。

イ 名古屋市住宅供給公社管理部管理課及び各方面事務所

令和5年2月17日（金）から同月28日（火）までの午前8時45分から午後5時15分（木曜日にあつては、午後7時00分）まで。ただし、名古屋市の休日を除く。

ウ 住まいの窓口

令和5年2月17日（金）から同月28日（火）までの午前10時00分から午後7時00分まで。ただし、第4水曜日及び木曜日を除く。

3 申込みの受付

(1) 方法

郵送による。

(2) 期間

令和 5年 2月19日（日）から同月28日（火）まで。ただし、期間内の消印のあるものは有効とする。

4 抽せん

日時

令和 5年 3月20日（月）午前10時00分

5 公募予定戸数

(1) 公営住宅

空家住宅 195戸

(2) 改良住宅

空家住宅 4戸

第 2 子育て・若年世帯向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員に中学校修了前の子がいる又は35歳以下の夫婦のみからなる世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 129戸

第 3 大家族・多子世帯向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員総数 5 人以上の世帯又は18歳未満の子を 3人以上含む世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

(1) 公営住宅

空家住宅 10戸

(2) 改良住宅

空家住宅 1戸

第 4 単身者向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分の資格のうち (1)及び (3)から (7)までの資格を有し、かつ、次のいずれかに該当する者。

(1) 60歳以上の者

(2) 身体障害者手帳の交付を受けている者でその程度が 1級から 4級までのもの

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(4) 愛護手帳又は療育手帳の交付を受けている者

(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第 1条に規定する特殊の疾病による障害により障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証の交付を受けている者

(6) 戦傷病者手帳の交付を受けている者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）の特別項症から第 6項症までのもの及び第 1款症の

もの

- (7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6年法律第 117号）第11条第 1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (8) 生活保護法（昭和25年法律第 144号）第 6条第 1項に規定する被保護者
- (9) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5年を経過していないもの
- (10) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第 2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (11) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第 7条第 1項の規定による支給認定を受けている者
- (12) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第 1条第 2項に規定する被害者又は同法第28条の 2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のア又はイのいずれかに該当するもの
 - ア 同法の規定による一時保護又は同法の規定による保護が終了した日から起算して 5年を経過しない者
 - イ 同法の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5年を経過しないもの
- (13) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第 127号）附則第 4条第 1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第 106号）附則第 2条第 2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。）を受けている者

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付
第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん
第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数
(1) 公営住宅
空家住宅 112戸
(2) 改良住宅
空家住宅 9戸

第 5 多回数落せん者世帯向け区分

1 申込みの資格
第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、次の各号に定める条件を満たす者

- (1) 平成28年度第 4回一般募集から令和 4年度第 3回一般募集までの落せん回数が20回以上であること。
- (2) 申込世帯員の中に65歳以上の者を含むこと。
- (3) 市営住宅等（名古屋市が供給する住宅及び県営住宅など名古屋市以外の事業主体が供給する住宅）の入居者でないこと。

2 申込み用紙の交付
第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付
第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん
第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数
公営住宅
空家住宅 3戸

第 6 多回数落せん者単身者向け区分

1 申込みの資格

第 4の単身者向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、次の各号に定める条件を満たす者

- (1) 平成28年度第 4回一般募集から令和 4年度第 3回一般募集までの落せん回数が20回以上であること。
- (2) 65歳以上であること又は第 4の単身者向け区分の資格のうち (2)から (13)までのいずれかの資格を有すること。
- (3) 市営住宅等（名古屋市が供給する住宅及び県営住宅など名古屋市以外の事業主体が供給する住宅）の入居者でないこと。

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 10戸

第 7 高齢者改善世帯向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、申込み世帯員全員（申込者の配偶者を除く。）の年齢が60歳以上であること。

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

- 5 公募予定戸数
 - 公営住宅
 - 空家住宅 1戸

第 8 高齢者改善単身者向け区分

- 1 申込みの資格
 - 第 4の単身者向け区分と同じ申込み資格を有する60歳以上の単身者
- 2 申込み用紙の交付
 - 第 1の一般世帯向け区分と同じ。
- 3 申込みの受付
 - 第 1の一般世帯向け区分と同じ。
- 4 抽せん
 - 第 1の一般世帯向け区分と同じ。
- 5 公募予定戸数
 - 公営住宅
 - 空家住宅 2戸

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第39号

名古屋市東図書館始め8館の使用料の収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のように使用料の収納事務を委託しましたので、同条第2項の規定に基づき告示します。

令和5年2月1日

名古屋市長 河村 たかし

1 委託した相手方

施設の名称	委託した相手方
名古屋市東図書館	東京都調布市調布ヶ丘3丁目6番地3 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 代表取締役 山田 智 治
名古屋市中村図書館	愛知県豊田市松ヶ枝町3丁目30番地 ホームックス株式会社 代表取締役 餅原 幹 也
名古屋市富田図書館	愛知県豊田市松ヶ枝町3丁目30番地 ホームックス株式会社 代表取締役 餅原 幹 也
名古屋市守山図書館	東京都文京区大塚三丁目1番1号 名古屋TRC・長谷エグループ 代表者 谷 一 文 子
名古屋市志段味図書館	東京都文京区大塚三丁目1番1号 名古屋TRC・長谷エグループ 代表者 谷 一 文 子

名古屋市緑図書館	東京都文京区大塚三丁目1番1号 名古屋TRC・長谷工グループ 代表者 谷一文子
名古屋市名東図書館	東京都調布市調布ヶ丘3丁目6番地3 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 代表取締役 山田智治
名古屋市天白図書館	大阪府中央区北浜東1番20号 ナカバヤシ株式会社 代表取締役 湯本秀昭

2 収納を委託した使用料

名古屋市図書館条例（昭和25年名古屋市条例第40号）第2条第1項に規定する使用料

3 委託期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

名古屋市教育委員会鶴舞中央図書館

名古屋市告示第40号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第49条の規定により、各法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 5年 2月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医療機関名	所在地	指定年月日
リウゲ内科名駅クリニック	名古屋市西区名駅二丁目11番 3号	令和 4年11月 1日

2 歯科

医療機関名	所在地	指定年月日
ちくさ池下歯科・矯正歯科	名古屋市千種区春岡一丁目 5番 1号	令和 4年10月 1日
近藤歯科医院	名古屋市瑞穂区柳ヶ枝町 1丁目14番地	令和 4年10月 1日

千音寺やまだ歯科	名古屋市中川区富田町大字千音寺字猪ノ木 597番地の一部	令和 4年11月 1日
大高かなで歯科	名古屋市緑区瀬木南 605番地の 2	令和 4年11月 7日
にこやか歯科	名古屋市緑区鳴海町字矢切77番地の 1	令和 4年11月 1日

3 薬局

医療機関名	所在地	指定年月日
おだいじに薬局鳴子店	名古屋市緑区鳴子町 3丁目49番地の 23	令和 4年12月 1日

4 訪問看護

医療機関名	所在地	指定年月日
ハピネス訪問看護ステーション	名古屋市千種区池下一丁目 5番16号	令和 4年12月 1日
訪問看護アイデア	名古屋市瑞穂区下坂町 4丁目49番地	令和 4年11月 1日
くらしの看護	名古屋市中川区露橋一丁目 8番13号	令和 3年 3月 1日
Family Nurse 徳重	名古屋市緑区亀が洞三丁目 117番地	令和 4年12月 1日
エルプラス訪問看護ステーション	名古屋市名東区高針一丁目1520番地	令和 4年11月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第41号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 5年 2月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医 療 機 関 名	しだみクリニック	
所 在 地	旧	名古屋市守山区大字下志段味字作り道1604番地の1
	新	名古屋市守山区下志段味一丁目1202番地
変 更 年 月 日	令和 4年11月26日	

医 療 機 関 名	はせがわ整形外科	
所 在 地	旧	名古屋市守山区大字下志段味字作り道1588番地の1
	新	名古屋市守山区下志段味一丁目1208番地
変 更 年 月 日	令和 4年11月26日	

2 歯科

医療機関名	かねしげ歯科	
所在地	旧	名古屋市守山区大字下志段味字濁り池1682番地の1
	新	名古屋市守山区下志段味二丁目 113番地
変更年月日	令和 4年11月26日	

3 薬局

医療機関名	守山ドレミ薬局	
所在地	旧	名古屋市守山区大字下志段味字横堤1459番地
	新	名古屋市守山区下志段味一丁目1206番地
変更年月日	令和 4年11月26日	

4 訪問看護

医療機関名	株式会社ハートリフォーレ訪問看護ステーション家暖	
所在地	旧	名古屋市守山区大字下志段味字北荒田2353番地の2
	新	名古屋市守山区東禅寺 804番地
変更年月日	令和 4年11月26日	

医療機関名	訪問看護ステーションゆめの葉・杜山	
所在地	旧	名古屋市守山区大字下志段味字風越1982番地の 1
	新	名古屋市守山区下志段味二丁目1305番地
変更年月日	令和 4年11月26日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第42号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 5年 2月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

1 歯科

医療機関名	所在地	廃止年月日
近藤歯科医院	名古屋市瑞穂区柳ヶ枝町 1丁目14番地	令和 4年10月 1日
江口歯科医院	名古屋市南区道德通 3丁目62番地	令和 4年11月 1日

2 薬局

医療機関名	所在地	廃止年月日
調剤薬局 a m a n o 栄大津通店	名古屋市中区栄三丁目 7番12号	令和 4年10月31日

ぽぽ調剤薬局	名古屋市緑区六田一丁目 192番地	令和 4年11月 1日
--------	-------------------	-------------

3 訪問看護

医療機関名	所在地	廃止年月日
ハピネス訪問看護 ステーション	名古屋市中区金山一丁目 2番24号	令和 4年12月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第43号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第51条第 1項の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第51条第 1項の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出がありました。

令和 5年 2月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医療機関名	所在地	辞退年月日
まえだ眼科	名古屋市天白区平針南四丁目1202番地	令和 5年 2月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第44号

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 5年 2月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

1 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
SAKURA薬局	名古屋市中区栄四丁目17番18号	令和 4年11月 9日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第45号

生活保護法による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 5年 2月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医 療 機 関 名	長沢医院	
所 在 地	旧	名古屋市守山区大字下志段味字穴ヶ洞2271番地の 340
	新	名古屋市守山区桜坂二丁目2611番地
変 更 年 月 日	令和 4年11月26日	

医 療 機 関 名	名古屋ニューロサージェリークリニック	
所 在 地	旧	名古屋市守山区大字下志段味字西の原 835番地
	新	名古屋市守山区東禅寺1607番地
変 更 年 月 日	令和 4年11月26日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第46号

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 5年 2月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医療機関名	所在地	廃止年月日
桜山クリニック	名古屋市昭和区桜山町 4丁目71番地	令和 4年12月14日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第47号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第55条第 1項の規定により、各法による施術を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 5年 2月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

1 あん摩・マッサージ

施術機関名	所在地	指定年月日
施術者名		
訪問マッサージは なのき藤が丘	名古屋市名東区藤が丘 128番地	令和 4年10月21日
柴田 翠		

2 はり・きゅう

施術機関名	所在地	指定年月日
施術者名		

訪問マッサージは なのき藤が丘	名古屋市名東区藤が丘 128番地	令和 4年10月21日
柴田 翠		

3 柔道整復

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
えびしま接骨院	名古屋市昭和区滝子町 8番 4号	令和 4年11月 1日
松村 克寿		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第48号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第49条の規定により、各法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 5年 2月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医療機関名	所在地	指定年月日
Henri Clinic名古屋院	名古屋市中区栄三丁目 6番20号	令和 4年12月 1日
なごや脳神経在宅クリニック	名古屋市瑞穂区太田町 3丁目 1番地	令和 5年 1月 1日
つゆはし内科	名古屋市中川区露橋二丁目27番20号	令和 5年 1月 1日
やました内科産婦人科	名古屋市緑区黒沢台三丁目1320番地	令和 5年 1月 1日
望が丘クリニック	名古屋市名東区望が丘 304番地の 2	令和 4年12月 1日

2 歯科

医療機関名	所在地	指定年月日
錦デンタルクリニック	名古屋市中区錦三丁目 7番12号	令和 4年10月24日
杉山デンタルクリニック	名古屋市中区大須四丁目 2番58号	令和 4年10月 1日
大橋歯科	名古屋市守山区幸心一丁目 126番地	令和 4年12月 1日
徳重ガーデン歯科 矯正歯科	名古屋市緑区元徳重一丁目 505番地	令和 4年 7月 1日
カメラリア・デンタルクリニック	名古屋市天白区鴻の巣一丁目1316番地	令和 4年12月 1日

3 薬局

医療機関名	所在地	指定年月日
かわな薬局	名古屋市昭和区安田通 7丁目12番地	令和 5年 1月 1日
スギ薬局在宅調剤 センター中川店	名古屋市中川区新家三丁目1410番地	令和 5年 1月 1日
樋口薬局潮見が丘 店	名古屋市緑区潮見が丘一丁目83番地	令和 5年 1月 1日

4 訪問看護

医療機関名	所在地	指定年月日

訪問看護ステーションLight	名古屋市中区丸の内一丁目 2番 9号	令和 4年11月 1日
キャリア訪問看護ステーション	名古屋市中区新栄三丁目 8番20号	令和 5年 1月 1日
訪問看護ステーション紬生	名古屋市名東区平和が丘一丁目 110番地の 2	令和 5年 1月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第49号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 5年 2月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医 療 機 関 名	きふねホームクリニック	
所 在 地	旧	名古屋市名東区勢子坊一丁目1306番地
	新	名古屋市名東区貴船三丁目2118番地
変 更 年 月 日	令和 4年12月 1日	

2 歯科

医 療 機 関 名	鈴木歯科医院	
所 在 地	旧	名古屋市守山区大字下志段味字長根1515番地の 3
	新	名古屋市守山区下志段味一丁目3511番地
変 更 年 月 日	令和 4年11月26日	

医 療 機 関 名	守山デンタルクリニック	
所 在 地	旧	名古屋市守山区大字下志段味字島の口1799番地
	新	名古屋市守山区桜坂二丁目 101番地
変 更 年 月 日	令和 4年11月26日	

医 療 機 関 名	長塚歯科	
所 在 地	旧	名古屋市守山区大字下志段味字上野山1066番地
	新	名古屋市守山区下志段味五丁目1006番地
変 更 年 月 日	令和 4年11月26日	

3 薬局

医 療 機 関 名	光調剤薬局	
所 在 地	旧	名古屋市守山区大字下志段味字作り道1604番地の 1
	新	名古屋市守山区下志段味一丁目1203番地
変 更 年 月 日	令和 4年11月26日	

医 療 機 関 名	V・drug志段味西薬局	
所 在 地	旧	名古屋市守山区大字下志段味字西ノ原 848番地
	新	名古屋市守山区東禅寺1601番地
変 更 年 月 日	令和 4年11月26日	

4 訪問看護

医 療 機 関 名	訪問看護ステーションナーシア	
所 在 地	旧	名古屋市守山区大字下志段味字風越1982番地の 1
	新	名古屋市守山区下志段味二丁目1305番地
変 更 年 月 日	令和 4年11月26日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第50号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 5年 2月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医療機関名	所在地	廃止年月日
おかだウイメンズクリニック	名古屋市中区正木四丁目 8番 7号	令和 5年 1月 1日
わたなべ皮ふクリニック	名古屋市昭和区滝子通 3丁目10番地の 1	令和 5年 1月 1日
小寺医院	名古屋市中川区野田二丁目91番地	令和 5年 1月 1日
坪井整形外科・眼科	名古屋市南区西田町 3丁目13番地	令和 5年 1月 1日
深見眼科	名古屋市名東区高針台三丁目1020番地	令和 5年 1月 1日

2 歯科

医療機関名	所在地	廃止年月日
仲尾歯科	名古屋市中区新栄町 1丁目 3番地	令和 5年 1月 1日
香川歯科医院	名古屋市港区七番町 4丁目 8番地	令和 5年 1月 1日
徳重ガーデン歯科	名古屋市緑区元徳重一丁目 505番地	令和 4年 7月 1日

3 薬局

医療機関名	所在地	廃止年月日
ホヅミ薬局野並店	名古屋市緑区鳴海町字小松山31番地の 1	令和 4年11月24日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第51号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり休止の届出がありました。

令和 5年 2月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医療機関名	所在地	休止年月日
医療法人萌木会コスモスこどもクリニック	名古屋市緑区細口三丁目 531番地	令和 4年11月16日

2 歯科

医療機関名	所在地	休止年月日
医療法人普賢会おけはざま歯科クリニック	名古屋市緑区桶狭間上の山 713番地	令和 5年 2月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第52号

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 5年 2月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医療機関名	所在地	指定年月日
みんなの在宅クリニック	名古屋市東区東大曾根町36番13号	令和 4年11月 1日

2 歯科

医療機関名	所在地	指定年月日
デュランタDentalClinic	名古屋市中村区名駅南一丁目12番 7号	令和 5年 1月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第53号

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 5年 2月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医療機関名	所在地	廃止年月日
みんなの在宅クリニック	名古屋市東区東大曾根町36番13号	令和 4年11月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第54号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第55条第 1項の規定により、各法による施術を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 5年 2月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

1 あん摩・マッサージ

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
田中 孝佳（出張 専門）	名古屋市千種区京命一丁目17番 2号	令和 4年12月 1日
田中 孝佳		
西村 佳奈（出張 専門）	名古屋市昭和区八事富士見 602番地 の 4	令和 4年12月 1日
西村 佳奈		

2 はり・きゅう

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
西村 佳奈（出張 専門）	名古屋市昭和区八事富士見 602番地 の 4	令和 4年12月 1日
西村 佳奈		

3 柔道整復

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
本山あおば整骨院	名古屋市千種区末盛通 5丁目10番地	令和 4年12月 1日
齋藤 賢汰		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第55号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 2項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第55条第 2項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定施術機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 5年 2月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

1 あん摩・マッサージ

施 術 者 名	松尾 能治	
施 術 所 名	旧	城北ライフサポート
	新	ベルリオマッサージ一宮
所 在 地	旧	名古屋市北区中切町 2丁目55番地の 2
	新	愛知県一宮市丹羽字西出30
変 更 年 月 日	平成30年12月 1日	

施 術 者 名	松尾 能治	
施 術 所 名	旧	城北ライフサポート
	新	ベルリオマッサージ天白
所 在 地	旧	名古屋市北区中切町 2丁目55番地の 2

	新	名古屋市天白区中平一丁目 706番地
変 更 年 月 日		平成30年12月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第56号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の7第1項の
規定による応急入院指定病院の指定について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条
の7第1項の規定による応急入院指定病院として、次の医療機関を指定しまし
た。

令和5年2月1日

名古屋市長 河村 たかし

病院名	所在地	指定年月日
あいせい紀年病院	名古屋市南区曾池町4丁目28番地	令和5年2月1日

名古屋市健康福祉局健康部健康増進課

名古屋市告示第57号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第21条第 4項後段及び
第33条第 4項後段の規定による特例措置を採ることができる精神
科病院の認定について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123号）第21条
第 4項後段及び第33条第 4項後段の規定による特例措置を採ることができる精
神科病院として、次の医療機関を認定しました。

令和 5年 2月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

病院名	所在地	認定年月日
あいせい紀年病院	名古屋市南区曾池町 4丁目28番地	令和 5年 2月 1日

名古屋市健康福祉局健康部健康増進課

名古屋市告示第58号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、令和4年名古屋市告示第507号により指定した形質変更時要届出区域の全てを解除します。

令和5年2月2日

名古屋市長 河村 たかし

- 1 指定を解除する区域
名古屋市昭和区高辻町 901番の一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物（土壤溶出量基準及び土壤含有量基準）
ほう素及びその化合物（土壤溶出量基準）
- 3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第59号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、令和2年名古屋市告示第733号により指定した形質変更時要届出区域の全てを解除します。

令和5年2月2日

名古屋市長 河村 たかし

- 1 指定を解除する区域
名古屋市瑞穂区萩山町1丁目22番3の一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
水銀及びその化合物（土壤溶出量基準）
砒^ひ素及びその化合物（土壤溶出量基準）
ふっ素及びその化合物（土壤溶出量基準）
- 3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第60号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、令和3年名古屋市告示第311号により指定した形質変更時要届出区域の全てを解除します。

令和5年2月2日

名古屋市長 河村 たかし

- 1 指定を解除する区域
名古屋市港区十一屋一丁目11番1の一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物（土壤溶出量基準及び土壤含有量基準）
- 3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第61号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく拡散防止管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の4第2項に基づき、令和3年名古屋市告示第340号により指定した拡散防止管理区域の一部を解除します。

令和5年2月2日

名古屋市長 河村 たかし

1 指定を解除する区域

名古屋市中村区岩塚町字杖脇1番2の一部、字神田1番の一部並びに字竜子田5番1の一部、11番1の一部及び16番2の一部

2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

クロロエチレン（土壌溶出量基準）

一・一—ジクロロエチレン（土壌溶出量基準）

一・二—ジクロロエチレン（土壌溶出量基準）

テトラクロロエチレン（土壌溶出量基準）

トリクロロエチレン（土壌溶出量基準）

3 当該拡散防止管理区域において講じられた汚染の拡散の防止等の措置

なし（土壌の追完調査が実施され、土壌溶出量基準に適合していることが確認されたため、指定を解除するもの。）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第62号

建築基準法に基づく公開による意見の聴取

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の規定により、次のように意見の聴取を行いますので、同条第17項及び建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則（昭和31年名古屋市規則第59号）第15条の規定により告示します。

令和5年2月2日

名古屋市長 河村 たかし

1 計画の概要

(1) 許可を受けようとする者

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市長 河村 たかし

(2) 建築物の敷地の位置及び面積

名古屋市天白区天白町大字八事字裏山60番19、60番39、60番545、
60番546、60番548、60番549、60番550及び60番557

36,472.48平方メートル

(3) 建築物の構造及び規模

工事種別 増築

主要用途 観覧場

構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造

建築面積 5,455.80平方メートル

(申請部分 4,226.74平方メートル)

延べ面積 9,111.33平方メートル

(申請部分 7,408.84平方メートル)

最高の高さ 17.41メートル

2 意見の聴取の事項

第二種住居地域内における観覧場の増築について

3 日時

令和5年2月16日（木） 午後2時30分

4 場所

名古屋市天白区天白町大字八事字裏山60番19

東山公園テニスセンター 第二管理棟1階

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第63号

名古屋市下志段味特定土地区画整理組合の定款の変更認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第39条第 1項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更について認可しましたので、同条第 4項の規定により公告します。

令和 5年 2月 3日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 組合の名称
名古屋市下志段味特定土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
名古屋市守山区大字下志段味字西新外 670番地
- 3 設立認可の年月日
平成 4年 9月 8日
- 4 変更の内容
第 5条中「名古屋市守山区大字下志段味字西新外 670番地」を「名古屋市守山区下志段味三丁目 518番地」に改める。
- 5 変更認可の年月日
令和 5年 2月 3日

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市情報あんしん条例施行規程（平成16年名古屋市達第20号）の一部を次のように改正する。

令和 5年 2月 3日

名古屋市長 河 村 たかし

「第 3章 電子情報の保護対策

目次中 第 1節 人的情報保護対策（第51条・第52条）を削る。
第 2節 物理的情報保護対策（第53条—第59条）
第 3節 技術的情報保護対策（第60条—第64条）」

第 9条第 2項中「名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）第 9条に規定する個人情報」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第 2条第 3項に規定する要配慮個人情報」に改める。

第37条中「（以下「保管文書」という。）」を削る。

第43条第 1項第 5号中「消去・」を削り、「名古屋市個人情報保護条例第23条各項、第36条第 1項若しくは第 2項又は第44条第 1項若しくは第 2項の決定」を「個人情報保護法第82条各項の決定又は個人情報保護法第93条各項若しくは第 101条各項の決定（名古屋市個人情報保護条例（令和 4年名古屋市条例第56号）第 7条第 2項において準用する個人情報保護法第81条の規定により拒否した場合の決定を含む。）」に改める。

第45条第 6項中「受託業者等」を「当該廃棄の委託を受けた者」に改める。

第 3章を削る。

附 則

- 1 この達は、令和 5年 4月 1日から施行する。
- 2 この達の施行の際現にこの達による改正前の名古屋市情報あんしん条例施行規程第43条第 1項第 5号に該当している行政文書の保存期間の延長については、なお従前の例による。

名古屋市教育委員会告示第2号

教育委員会定例会の開催について

令和5年2月10日午前10時00分教育委員会室において教育委員会定例会を開催し次の議件を付議します。

令和5年2月3日

名古屋市教育委員会教育長 坪田知広

名古屋市立学校設置条例等の一部改正について

名古屋市博物館条例等の一部改正について

令和4年度一般会計補正予算について

令和5年度一般会計当初予算について

指定管理者の指定について

名古屋市教育委員会委員の辞職について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市上下水道局告示第5号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、令和5年2月28日までの2週間名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課、同部営業センター及び同部営業所において一般の縦覧に供する。

令和5年1月31日

名古屋市上下水道局長 飯田 貢

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日
令和5年3月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を行う終末処理場の位置及び名称

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域				終末処理場の位置及び名称
区名	町名	字・丁目	摘要	
守山区	上志段味	稲堀田新田 東谷 二の輪	一部	北区米が瀬町 名古屋市上下水道局 守山水処理センター
	元郷一丁目		〃	
緑区	鳴海町	赤塚山ノ神	〃	緑区浦里五丁目 名古屋市上下水道局 鳴海水処理センター
天白区	土原二丁目		〃	天白区植田南一丁目 名古屋市上下水道局 植田水処理センター

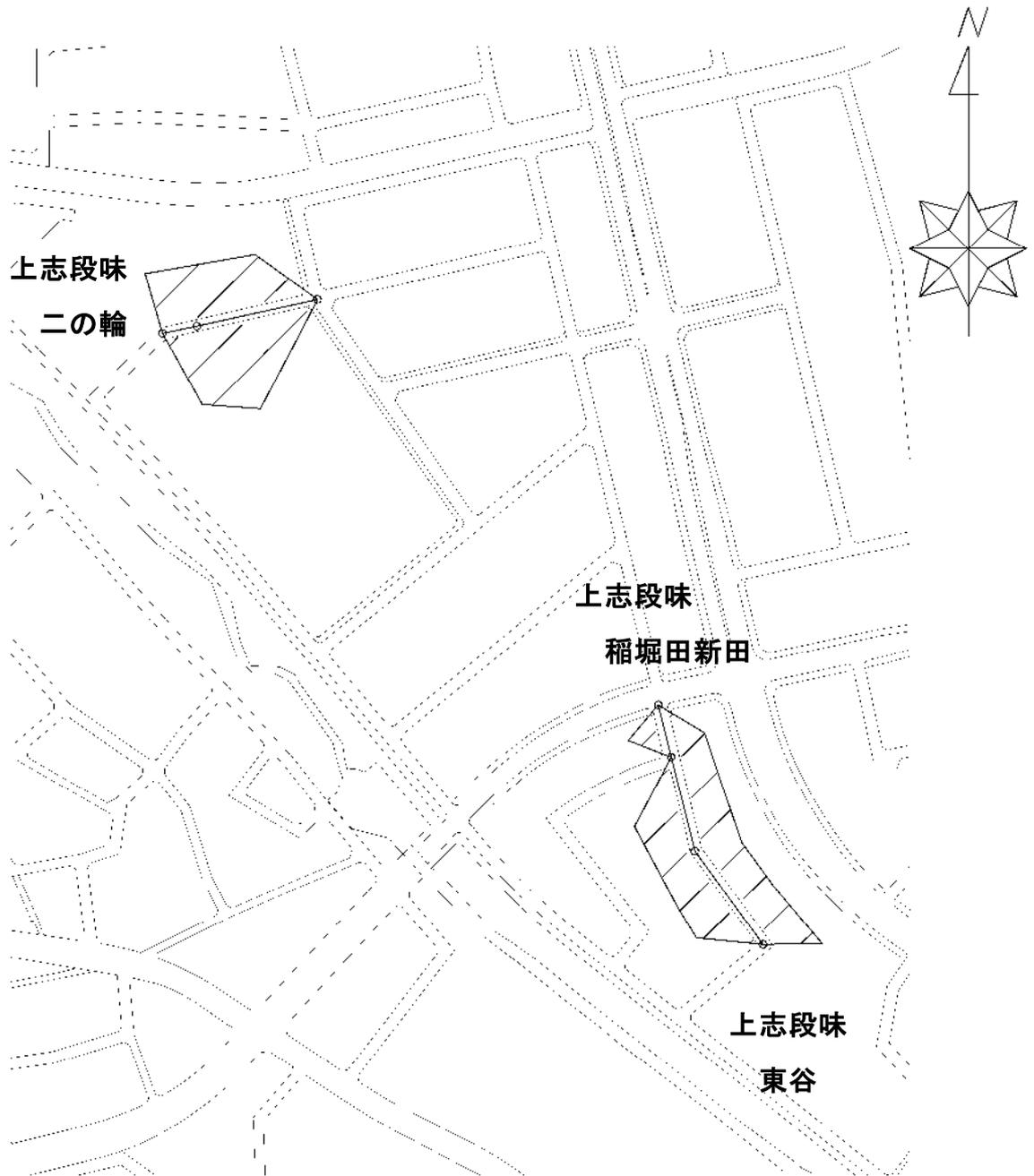
- 3 供用を開始する排水施設の位置
別添図面のとおり
- 4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

合流式	
-----	--

分流式	守山区	緑区	天白区
-----	-----	----	-----

排水施設的位置図

守山区（分流式）No. 1

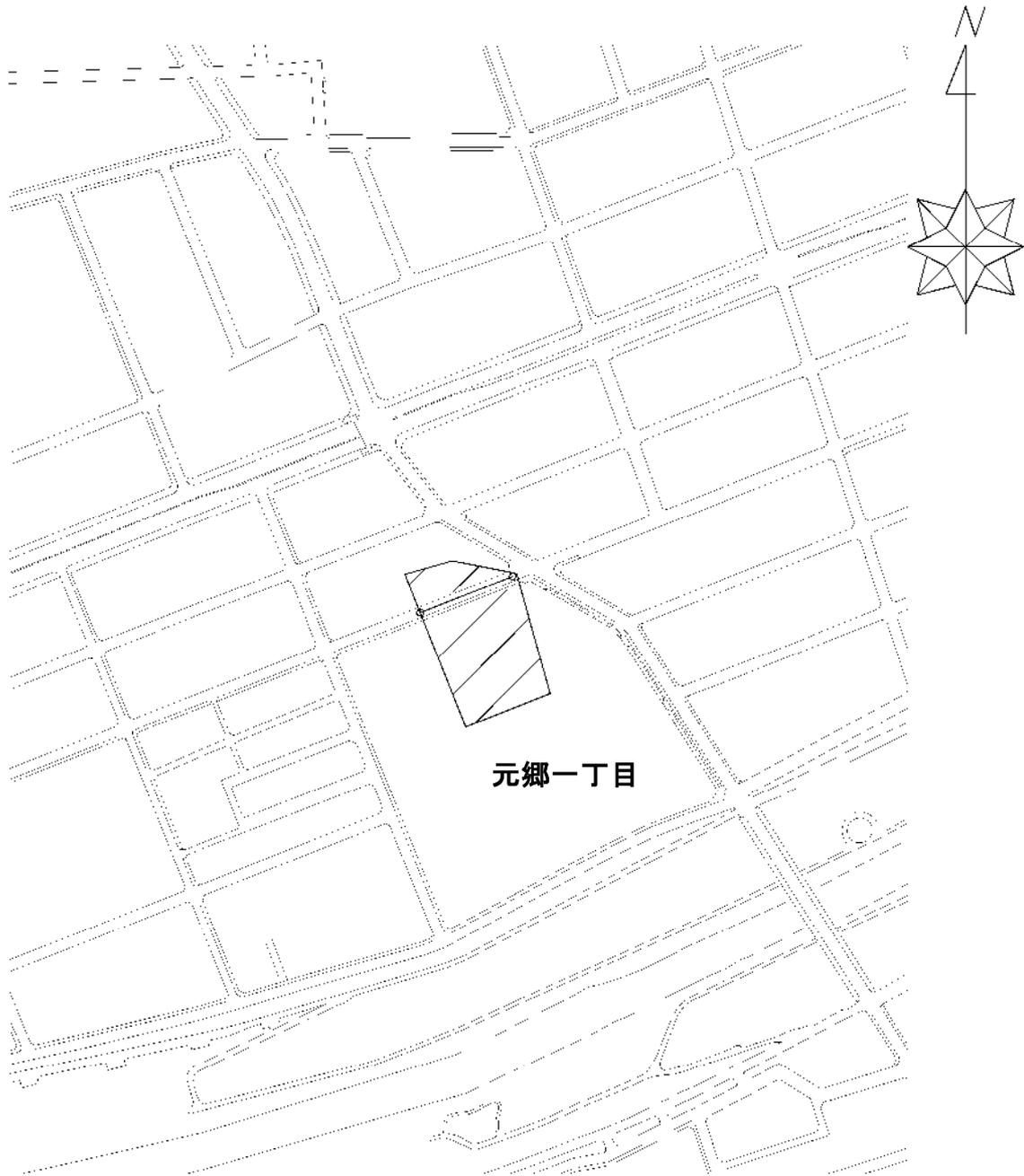


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

守山区（分流式）No. 2

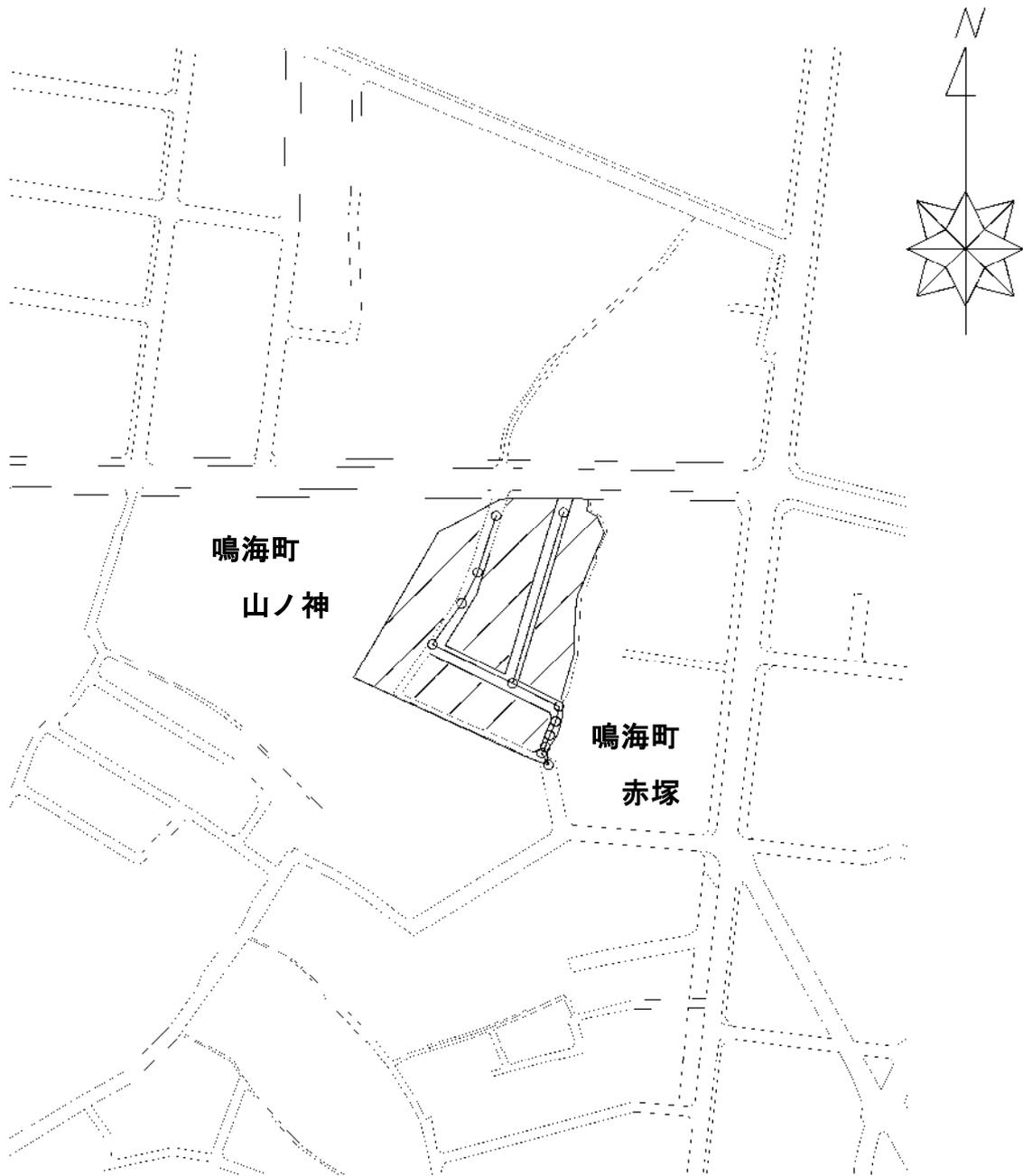


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設的位置図

緑区（分流式）

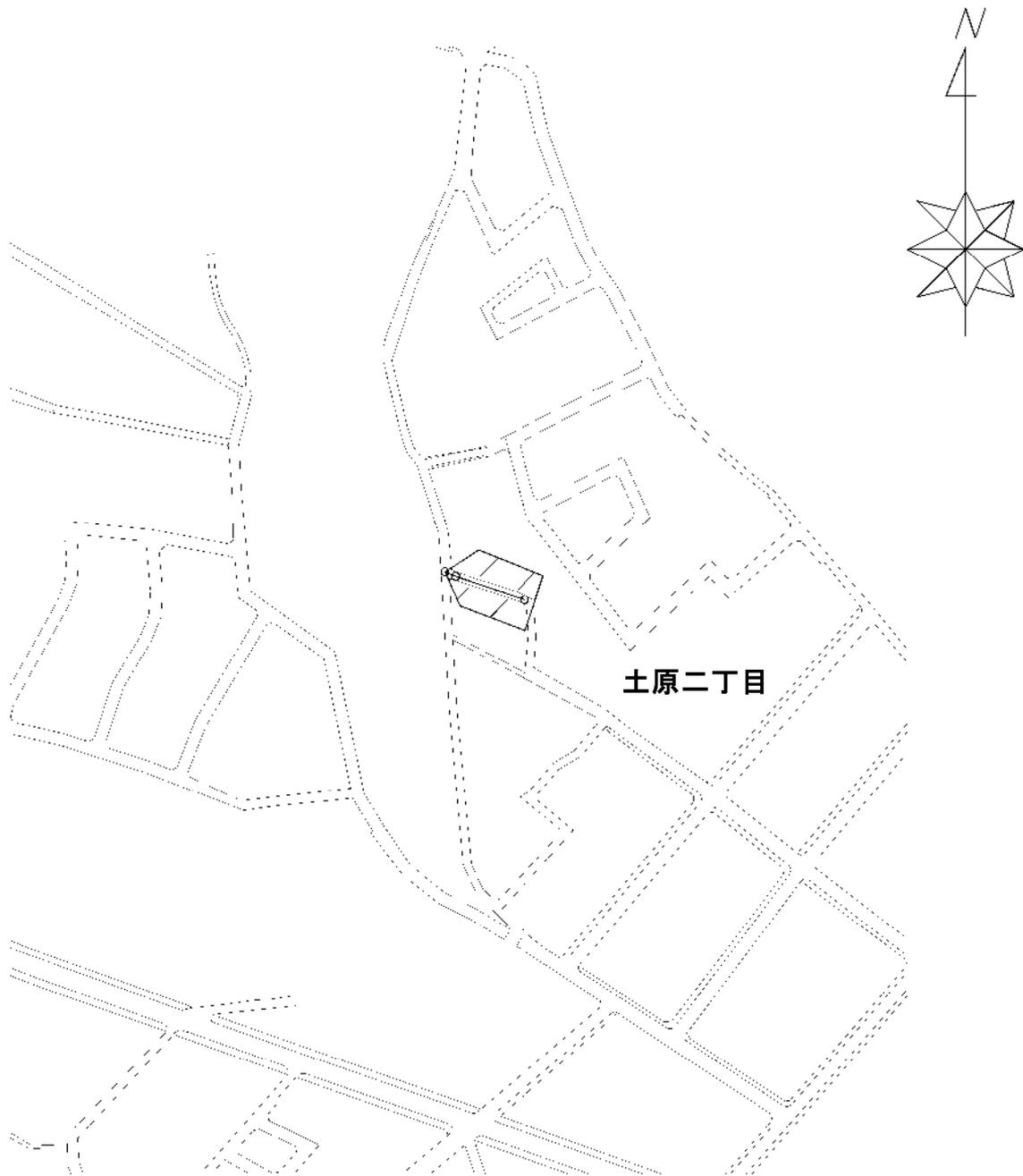


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

天白区（分流式）



供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

名古屋市上下水道局管理規程第1号

名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程（令和2年名古屋市上下水道局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

令和5年1月31日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

第9条に次の1項を加える。

- 3 業務の性質上、第1項に規定する正規職員の例によることができないとき又はこれによることを適当としないときは、別段の定めをすることができる。

第12条に次の2項を加える。

- 2 フルタイム勤務職員の休憩時間は、正規職員の例による。ただし、勤務時間規程第5条第3項の規定は適用しないものとする。
- 3 業務の性質上、前項に規定する正規職員の例によることができないとき又はこれによることを適当としないときは、別段の定めをすることができる。

附 則

この規程は、発布の日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第2号

名古屋市下水道条例施行規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第58号）の一部を次のように改正する。

令和5年1月31日

名古屋市上下水道局長 飯田 貢

別表第1中「3,320,000円」を「3,580,000円」に、「310,000円」を「335,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の名古屋市下水道条例施行規程の規定は、施行日以後に申請のあった取付管工事に係る関連工事費から適用し、施行日前に申請のあった取付管工事に係る関連工事費については、なお従前の例による。

名古屋市上下水道局管理規程第3号

名古屋市下水汚泥焼却施設整備等事業者選定審議会委員の委嘱等に関する規程（平成30年名古屋市上下水道局管理規程第21号）は、廃止する。

令和5年2月1日

名古屋市上下水道局長 飯田 貢

附 則

この規程は、発布の日から施行する。

一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第2項の規定に基づき、一定の一団の土地の区域内に現に存する建築物の位置及び構造を前提として建築される建築物を、一の敷地内にあるものと認めましたので、同条第8項の規定により、次のとおり公告するとともに、その関係図書を一般の縦覧に供します。

令和5年1月30日

名古屋市長 河 村 たかし

1 対象区域

名古屋市瑞穂区萩山町3丁目48番1、48番2、49番、50番、51番、52番、53番、54番、55番、56番、57番、58番、59番、60番1、60番2、61番、62番、63番、64番、65番、66番1、66番2、67番1、67番2、67番3、68番1、68番2、68番3、69番、70番、71番、72番及び73番

名古屋市瑞穂区萩山町4丁目1番、1番1、2番、3番、4番、5番、6番、6番地先、23番、23番地先、24番、25番、26番、27番、28番、29番、30番、31番、32番、33番、34番、35番、35番地先、40番、40番地先、41番、41番地先、41番1、41番1地先、42番、43番、43番地先、44番、44番地先、45番、46番、47番及び48番

名古屋市瑞穂区豊岡通3丁目28番1、28番1地先、28番2、28番3及び28番3地先

名古屋市瑞穂区師長町9番1、18番、19番、19番地先、22番、22番地先、23番1、29番1、29番1地先、30番、30番地先、36番、36番地先、37番、37番地先、52番、52番地先、53番、54番、54番地先、64番、64番地先、76番、76番地先、77番1、77番1地先、77番2、77番2地先、78番1、78番1地先、78番2、79番、80番、85番1、85番2、86番3、86番4、87番1、87番2、88番1、88番2、89番1、89番2、90番1、90番1地先、90番2、90番2地先、91番1、91番1地先、91番2、92番、92番地先、93番、93番

地先、94番、94番地先、95番及び95番地先

名古屋市瑞穂区山下通5丁目1番、1番地先、2番、3番の一部、4番、30番、30番地先、31番1、31番2、32番、32番地先、33番、33番地先、34番及び34番地先

名古屋市瑞穂区瑞穂町字下内田の一部

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

(名古屋市役所西庁舎2階)

3 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課